

平成 21 年度 法科大学院（法務研究科）既修者認定試験

民事法（民法・商法）問題紙

A 日程

平成 20 年 10 月 26 日

10 : 00 ~ 12 : 30 (150 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

科 目 名	ペ ー ジ
民 法	1 ~ 2
商 法	3

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚 数	配 点
民 法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商 法	1 枚	80 点
合 計	3 枚	200 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

民法

(配点 120 点)

問題 1 (60 点)

A は、所有する甲土地を B に売却する契約を締結し、B 名義の所有権移転登記を済ませた。その後、B は、甲土地を C に売却した。

問 1 上記設例において、A B 間の売買契約は、A の債権者の強制執行を免れる目的をもって甲土地の所有権を A から B に移転することを仮装する合意に基づくものであった。C は、A B 間の売買契約締結について事情を知らずに B 名義の所有権移転登記があることを確認したうえで B から甲土地を買い受け、自己名義の所有権移転登記を済ませた。その後、C は、D より甲土地の買受けの交渉を受け、D の申し出た代金が B に支払った代金を上回るために、売却を承諾し、甲土地を D に売却し、D 名義の移転登記を済ませた。ところが、D は、A B 間の売買契約が所有権移転を仮装する合意に基づくことを知っていることが判明した。

A は、売買契約が無効であるとして D に対して D 名義の移転登記の抹消を請求した。A の請求は認められるか、理由を付して答えなさい。

問 2 上記設例において、B は、代金を支払う資力も支払う意思もないにもかかわらず、登記移転と同時に代金を支払う約定をし、自己名義の移転登記の申請をする際に、銀行からの融資により必ず支払う旨を述べて自己名義の所有権移転登記を済ませた。その後、B は、A B 間の事情を知らない C に甲土地を売却し、引渡を済ませた。

A は、B に代金を支払う資力も意思もないことを知り、A B 間の売買契約の錯誤無効を理由に C に対して甲土地の返還を求めたいと考えている。A の錯誤が民法 95 条の要件を満たすかどうか、A B 間の錯誤無効を理由に C に対して甲土地の返還を請求することができるかどうか、それぞれ理由を付して答えなさい。

問題 2 (60 点)

A は B から 800 万円の融資を受けるにあたり、自己所有の建物（時価 2000 万円）に抵当権を設定し、抵当権設定登記がなされた。C は A から抵当権の負担のついたこの建物を 1000 万円で買い受けたが、A から C への所有権移転登記は経由されなかった。

A は B から 800 万円の債務の弁済を求められ、支払いに窮した A はこの建物を代物弁済として B に所有権を移転した。B はこの建物を D に転売し、B から D への所有権移転登記がなされた。

問 1 C は、債権者取消権を行使したいが、この設例における債権者取消権の要件について論じなさい。

問 2 債権者取消権が成立するとした場合に、C は誰に対してどのような請求が可能であるうか。B が善意で D が悪意の場合もあわせて検討しなさい。

商 法

(配点 80 点)

問題

以下のような取締役会決議の効力は有効であるか否かについて論じなさい。

取締役会設置会社である甲株式会社の取締役会規則には、「取締役会を招集する権限は代表取締役社長が有する。」旨が定められていた。甲社では、A（代表取締役社長）、B、C、D、Eの5人が取締役となっているが、Eは会社の業務等には一切関与していないいわゆる名目的な取締役である。

BはAの解任を目的とする旨を記載した書面でもってAに取締役会の招集を求めたが、その請求をした日から6日経過しても、Aが取締役会の招集通知を発しないので、Bは自ら招集し、取締役会を開催した。Bは、A、Eには招集通知を発しなかったが、出席したB、C、D3人全員の賛成によってAの解任を可決した。